

学校法人 紫明の園 紫明幼稚園寄附金募集要項

紫明幼稚園は1951年(昭和26年)に創立し、これまでに3,631名の卒園生が巣立っていきました。たくさんの「いつもにこにこ げんきなこども」達の心身の成長を見守ってきた園舎ですが、令和7年度に園舎(ホールを含む東側)の建て替えを行う予定です。つきましては、これからも子ども達が「つよく、なかよく、おおきく」なれる紫明幼稚園であり続けられますよう、皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

- 1 募集目的 紫明幼稚園の一部園舎建て替えのための寄附金
- 2 募集目標額 1億円
- 3 募集期間 自 2025年(令和7年) 4月 1日 ~ 至 2028年(令和10年) 5月 31日
- 4 募集方法
 - (1) 金 額 1口 5000円(可能であれば複数口のご寄付をお願いします)
 - (2) 送金方法 下記口座へ振込 または、紫明幼稚園へ直接ご持参いただいてもかまいません。
【振込口座】
京都信用金庫 鞍馬口支店(普通)
(店番) 007 (口座番号) 3024969
口座名義 (学) 紫明の園 紫明幼稚園 理事長 増井昭徳
住 所 〒603-8162 京都市北区小山東大野町 83
電話番号 075-441-7052

5 税制上の優遇措置について

- ☆ 法人の場合 寄付金募集について、「特定公益増進法人」の認可を受けております。
ご寄付いただきました金額は、以下の基準により法人の所得から控除され、
税制上の優遇措置を受けることができます。

$$\begin{aligned} & \left[\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right) + \left(\text{寄付金支出前} \times \frac{6.25}{100} \right) \right] \times \frac{1}{2} \\ & = \boxed{\text{損金算入限度額}} \end{aligned}$$

☆ 個人の場合(所得控除制度)

寄付金額が2000円を超える場合、その超えた金額は、年間の総所得金額等の40%相当額を限度とし、当該年の所得から控除されます。所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

※ご協力の額によらず、ご協力いただいた際は幼稚園までご連絡いただけるとありがたいです。
確定申告に必要な書類をお渡しいたします。

☆ 寄附金募集担当

〒603-8162 京都市北区小山東大野町 83 学校法人紫明の園・紫明幼稚園 事務局
電話番号 075-441-7052 Fax 番号 075-441-7058